

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「HKED用X線装置定期点検」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 作 業 期 間: 2026年 4月 1日 から 2027年 3月31日
- (5) 作 業 場 所: 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号: 110-0015
所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署: 総務部 契約課
フリガナ: イイズミ ジュンコ
担 当 者 名: 飯泉 順子
電 話 番 号: 03-5816-7765
F A X: 03-3834-5265
M a i l: keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2026年 2月25日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
 - ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2人以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2026年 2月 6日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

参加意思確認書

2026年2月6日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「HKED用X線装置定期点検」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

資格要件確認書							
契約番号		321-010		請求元課室		六ヶ所分析課	
契約件名		HKED用X線装置定期点検		購買区分		A・B・(C)・D・E	
参加者名				評価の有無		無(有)(下記のとおり)	
評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
					判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1		① 業務の実施に十分な 人員数及びスキル(業務 遂行に必要な有資格等) が確保されていること。				
	業務の実施体制		② 必要な業務分担(設 計開発、製造、調達、試 験、検査、保守、設置工 事、品質保証等)及び管 理体制(品質管理責任 者、作業管理者等を含 む)がとられていること。				
	1.2						
	品質管理及び 情報セキュリ ティ体制		① 受注する製品及び サービスを要求項目に 沿って提供できる品質管 理システム(設計・開発を 含む)が確立しているこ と。				
			② 情報セキュリティに対 する管理体制が確立し ていること。				
	1.3						
2 技術確認事 項	2.1	P.3 6	エックス線作業主任者及びGEインスペクションテクノロジー社の点検資格を有する作業員を配置できること。	エックス線作業主任者及びGEインスペクションテクノロジー社の資格証(写)			
	2.2		技術設備の 確認				
	2.3		物品性能の 確認				
	2.4		物品の実績 の確認				

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買部
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等			※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 数及び人員(業務遂行に必 要な有資格等)が確保されて	●●資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	① ○○の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書			
	2.2 技術設備の 確認		② 情報セキュリティに対する 管理体制が確立している こと。	情報セキュリティ体制 図			
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしているこ と。	製品のスぺックがわかる資 料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表			

本書は、案件ごとに記入してください。
 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書
 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提
 出期限までにメールまたはFAXにて提出し
 てください。

複数例示された資料から選
 択する場合は提出する資料
 名を○で囲んでください。

例示された資料と提出資料が異なる
 場合は実際の資料名に訂正してくだ
 さい。

HKED用X線装置定期点検 仕様書

2026年度

公益財団法人核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 作業実施場所	1
4. 納期	1
5. 作業内容	1
5. 1 対象設備・装置等	1
5. 2 作業範囲及び項目	2
5. 3 点検内容及び方法	2
6. 作業に必要な資格等	3
7. 支給品及び貸与品	3
7. 1 支給品	3
7. 2 貸与品	4
8. 提出書類	4
9. 検収条件	4
10. 契約不適合責任	5
11. 適用法規及び規定等	5
12. 特記事項	5
13. 総括責任者	5
14. その他	6

1. 件名

HKED 用 X 線装置定期点検

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下、「六ヶ所センター」という。）六ヶ所保障措置分析所（以下、「OSL」という。）に設置されているハイブリッド K 吸収端濃度計（以下、「HKED」という。）用 X 線装置の機能維持のために実施する定期点検について定めたものである。

受注者は対象設備及び装置の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施すること。

3. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108

日本原燃株式会社 六ヶ所再処理事業所内

OSL 内指定場所

4. 期間

作業期間：2026年4月1日～2027年3月31日

各点検実施日はセンター検査分析部六ヶ所分析課（以下、「六ヶ所分析課」という）と調整して決定すること。

5. 作業内容

5. 1 対象設備・装置等

(1) 中放射性グローブボックス HKED 用 X 線装置 (1 台)

(2) 分析セル HKED 用 X 線装置 (1 台)

(3) X 線予備管球（以下、「予備管球」という。）(3 本)

5. 2 作業範囲及び項目

- (1) HKED 用 X 線装置の点検、清掃及び調整（予備管球の手動エージング及び動作確認を含む）
- (2) 書類作成

5. 3 点検内容及び方法

点検は、4 回/年にて実施することとし、各点検は予備日を含め 2～5 日/回とすること。また 4 回の点検のうち、下記に示す（4）の点検は 3 回、（5）の点検は 1 回実施すること。

(1) X 線管球の点検

- 1) ソケット部を外し、放電痕が無いことを確認すること。
- 2) 冷却配管及びホースからの水漏れが無いことを確認すること。
- 3) ソケット部の清掃及びシリコングリスの塗り直しを行うこと。
- 4) ウォームアップを行うこと。
- 5) 冷却システム停止時及び遮蔽扉解放時にインターロックが動作することを確認すること。

(2) 高電圧発生装置（ケーブルを含む）の点検

- 1) ソケット部の放電痕が無いことを確認すること。
- 2) ソケット部の清掃及びシリコングリスの塗り直しを行うこと。

(3) 清掃

点検対象装置の清掃を行うこと。

(4) 予備管球の手動エージング

予備管球の手動エージングは、指定された電流、電圧において、2 時間以上の連続記録を取り、許容変動値の 1%を超える値の変動が無いことを確認すること。

(5) 冷却器の点検

- 1) カップリング、配管及びホースからの水漏れが無いことを確認すること。

2) チラー及び熱交換器に異音、異臭等が無いことを確認すること。

(6) X線装置の調整

1) (1) から (2) の点検後、指定された電流及び電圧において2時間以上の連続記録を取り、許容変動値1%を超える値の変動が無いことを確認すること。

2) 1) において、許容変動値が1%を超えた場合、HVの調整を行うこと。

(7) 動作確認

(6)の点検後、指定された電流及び電圧において、2時間以上連続照射し、X線が停止しないことを確認すること。

6. 作業に必要な資格等

現場作業者は、エックス線作業主任者及びGEインスペクションテクノロジー社の点検資格を有していること。

7. 支給品及び貸与品

本作業に必要な用具等は受注者が用意すること。ただし、以下の物品については、六ヶ所分析課から必要な数量を支給または貸与する。

7. 1 支給品

(1) 品名 : アルコール、蒸留水および電気等のユーティリティ

(2) 数量 : 必要量

(3) 支給場所 : OSL内作業場所

(4) 支給時期 : 作業期間中

(5) 支給方法 : 現場支給

7. 2 貸与品

(1) 品名 : ポケット線量計、防護マスク、放射線測定器、工具等

(2) 数量 : 必要数

(3) 引渡場所 : OSL 内作業場所

(4) 引渡時期 : 作業期間中

(5) 引渡方法 : 現場貸与

8. 提出書類

No	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1
2	作業工程表	点検前までに	1
3	点検要領書	点検前までに (日本語版及び英語版を提出すること)	各 1
4	点検報告書	・点検後 1 ヶ月以内に ・最後の定期点検については納期までに (日本語版及び英語版を提出すること)	各 1
5	議事録	打合せ後速やかに	1
6	センターが要求する申請書	センターが要求する申請書の提出期限までに	1

承認返却が必要な書類は、受注者が準備すること。

(提出場所)

六ヶ所分析課

9. 検収条件

「5. 作業内容」に示す作業の完了、「8. 提出書類」に示す書類の提出並びに、六ヶ所分析課が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1) の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 適用法規及び規定等

六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定

12. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書の記載事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うこと。
- (2) 受注者は、六ヶ所分析課から保安上の指示を受けた場合は、その指示に従い行動すること。
- (3) 受注者は、本作業を実施することにより取得した作業に関するデータ、技術情報、成果、その他のすべての資料及び情報をセンターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、又は特定の第三者に対価をうけ、若しくは無償で提供しないこと。ただし、あらかじめ書面によりセンターの承認を受けた場合はこの限りではない。

13. 総括責任者

受注者は本作業を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（総括責任者）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせること。

- (1) 現場作業者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 作業履行に関する六ヶ所分析課との連絡及び調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理

(4) 現場作業者の規律秩序の保持及びその他本作業の処理に関する事項

14. その他

(1) 本作業時間は、原則として六ヶ所センターの就業時間内に実施すること。

ただし、作業上就業時間外で行う必要がある場合は、六ヶ所分析課と協議の上、その決定に従うこと。

(2) 現場作業者は、OSLにおける放射線業務従事者の指定を受けること。

(3) 安全対策及び作業安全については、事前に六ヶ所分析課と綿密な打合せを行い、作業の安全確保に万全を期して行うこと。

(4) 本作業で法律に定める申請書の届け出が必要な場合は、受注者が事前に届け出を実施すること。

以上